



情報通

2019 . August 8月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

台湾インボイスの電子化

高島 久之 (豊島)

1. 【台湾 (Taiwan)】

台湾は、面積：3万6千平方キロメートルで九州よりやや小さめの大きさです。人口は、2,359万人(2018年12月)で通貨は、台湾ドルです。主要都市として、北部・・台北市：人口269万人 新北市：人口398万人 中部・・台中市：人口278万人 南部・・高雄市：人口278万人(2017年7月)があります。(参考：外務省ウェブサイト)

2. 【インボイス制度 (統一發票)】

台湾では、1951年(なんと70年近い歴史)に企業の脱税防止と財政確保のため、国税局で付番管理したインボイス(統一發票)を発行しました。このインボイス制度を台湾では「統一發票方式」と呼んでいます。詳細は、インボイスの仕組みで後ほど説明します。

当初、台湾ではレシートを手渡す習慣がありませんでした。財政担当

者は、どうすればレシートの不発行を防止できるかと考えた結果、賞金制度が設けられました。レシートを宝くじ番号付きにすれば、消費者はレシートをもらうことを要求するので、レシートの不発行を防止できます。これにより、税収が前年の倍近くになりました。現在の最高賞金は1,000万台湾ドル(3,600万円ほど)です。このような制度があれば確かに、レシートを貰うでしょう。

3. 【マイナンバー制度】

台湾では、インボイスを発行するのに必要なマイナンバーと国民の財産把握のためのマイナンバーがあります。

(1)事業者のマイナンバー (インボイス用)

インボイス(統一發票)を発行するためには、マイナンバーが必要になります。会社が設立されると、登記簿謄本に会社統一番号8桁(法人マイナンバー)が発行されます。この番号は、法人のすべての取引(売上・仕入等)に必要と考えてください。何せ、統一發票の購入ができません。余談ですが、私たちが台湾の夜市で飲んでいると、日本の税理士ですと言って意気投合してごちそうになった日系企業の台湾ビジネスマンから、この法人マイナンバーを印刷している名刺をいただきました。インボイスを発行してもらうのに、会社統一番号が必要なので必ず携帯しているそうです。

(2)個人マイナンバー

台湾は、「中華民國国民身分証」があります。これは、日本のマイ



中華民國国民身分証 (見本)

ナンバーカードと同様の身分証で、満14歳の中華民國国籍を所有する者へ、指紋押捺のうえ発給されます。現在の同国民身分証には、表面に、①10桁(アルファベットと9桁)の個人番号、②氏名、③生

年月日、④性別が記載、右上に規格サイズの本人の写りが掲載され、裏面に①両親の氏名、②配偶者の氏名、③出生地、④住所が記載されています。個人番号の前のアルファベットは、出身地で(A)が台北市となります。

利用方法は、納税・金融取引・不動産売買・車両の購入・給与(就職退職)などに使われています。個人印鑑証明書にはマイナンバーが記載されており、重要取引の把握が可能となります。

(3)取引の把握

このマイナンバー制度により、国税局は個人・法人の納税者を問わ

ず、その所有する財産と取引を把握できることとなります。

4. 【インボイスの仕組み (台湾営業税)】

日本と同様に、企業は預かった営業税(消費税)から支払った営業税の差額を国庫に納付する仕組みです。

税率は5%で申告は、2ヶ月単位：1-2月を3月15日に納付するため、事務が大変であると聞きました。統一發票は、連続番号が入った国税局で定めた形式のものを2ヶ月ごとに、発行に必要な分を税務署等から購入して、下記の記載事項を記入して購入者に発行する制度です。発行する發票の種類は、分かりやすく簡単に説明すると、商品の購入相手が(1)業者用(インボイス仕入税額控除付き)か(2)非業者用(宝くじ番号付き)かで分かれます。(1)業者用取引「B2B」で使用する發票と(2)非業者用取引「B2C」で使用する發票及び消費者向けレシートがあります。

(1)業者用 (インボイス) (B2B)

○記載項目：①売上日、②国の管理番号、③購入者の法人統一番号8桁、④売上金額、⑤営業税、⑥発行者です。ここで、インボイス発行に購入者の法人マイナンバー8桁が必要なので名刺に印刷されていると便利だということです。発行されたインボイスで仕入れ税額控除をします。また、会計事務所では発行の代行も行っています。

(2)非業者用 (宝くじ番号付き) (B2C)

○記載項目：上記の記載事項のうち購入者のマイナンバーは記入しません。高額賞金が当たれば最寄りの銀行で必ず交換するため、国税局は自ずと把握することができます。外国人でも当たれば換金できますので挑戦してみてください。

5. 【電子インボイスの推進と税務代理人の活躍】

昨年、台湾国税本局を訪問した際には、2000年より上記の紙による統一發票を電子發票(電子化)に移行するように推進して来たとのことでした。電子化により、上記の煩雑な事務と紙による管理場所の書庫がなくなり、徴税コストも減少します。

システム内容を簡単に説明すると、台湾国税局が電子發票整合服务平台(電子發票の整合サービス)と呼ばれている、電子インボイスデータの溜め池を作り、連続番号を各企業の電子發票プログラムにネットを通じて付番するものです。発行の受け渡しの確認(クロスチェック)も現在では随時行っているそうです。推進に際する電子發票のプログラムについて、大企業又は職業協同組合は独自で作成し、中小企業は、会計事務所の紹介により電子發票サービスを提供する国税局の認定事業者により、記帳用のデータの受け渡し及び各種の申告をスムーズに行うことができるようになったそうです。実際に台湾の会計事務所で、顧問先データに接続して取引データ(インボイス)を瞬時に処理していました。電子化には、税務代理人の先生の存在が大事だったとのことです。

6. 【電子レシート (宝くじ付き)】

台湾国税局は、コンビニ等レシートを電子化推進(エコ運動)しています。その方法は、スマートフォンに電子レシートアプリをインストールして国税局に携帯の電話番号を登録します。これで準備完了なので、消費者は、購入商品を電子マネー等で支払い、スマートフォンをレジ横の認識機械にタッチすると宝くじ付きレシートが登録されます。当たりは、スマートフォンで確認できレシートを無くすこともないので安心だそうです。

7. 【終わりに】

今回の台湾電子インボイスについては、専門用語をあまり使わずに、かなり簡略に説明しております。詳しい内容は、情報システム部の先人達が過去に詳しいレポート(参考：「情報通」2012年10月号、2015年9月号)を書いているので参照してください。最後に、筆者は2003年の豊島支部広報部長時代に、取材で台北市記帳業職業公會との交流に初参加して以来、毎年新年会に15回参加しました。今年も台北市の先生方には取材と資料提供及び研修用の原稿チェックまでしていただき深く御礼申し上げます。



実際の電子レシート画面